

個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

（対照表） 改正箇所項目番号等は、改正前の該当箇所を指す。

改正箇所	改正前	改正後
【凡例】注）	注）なお、特に断りのない限り、本事務対応ガイドにおいて示す法令の条番号は、本事務対応ガイドの公表日（ <u>令和 7 年 3 月 24 日</u> ）時点の条番号を示すものとする。	注）なお、特に断りのない限り、本事務対応ガイドにおいて示す法令の条番号は、本事務対応ガイドの公表日（ <u>令和 7 年 4 月 1 日</u> ）時点の条番号を示すものとする。
【改正等履歴】	（記載なし）	<u>令和 7 年 4 月 法律及び政令改正に係る改正内容（令和 7 年 4 月 1 日施行に係るもの）を反映したほか所要の修正を行った。</u>
3-1-1(2) 法別表第 1	法別表第 1（ <u>第 2 条</u> 関係）	法別表第 1（ <u>法第 2 条</u> 関係）
3-1-1(2) 法別表第 1 中	（記載なし）	<u>国立健康危機管理研究機構 国立健康危機管理研究機構法（令和 5 年法律第 46 号）</u>
3-1-1(5) 第 2 条	<u>第 2 条</u> （第 11 項）	<u>法第 2 条</u> （第 11 項）
3-1-1(5) 法別表第 2 中	（記載なし）	<u>国立健康危機管理研究機構 国立健康危機管理研究機構法</u>
4-3-1-2 政令第 19 条	<u>(4)</u> 国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成 11 年法律第 198 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき行う業務 <u>(5)</u> 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき行う業務 <u>(6)</u> 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律	<u>(4)</u> <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 65 条の 4 第 1 項又は第 65 条の 5 第 1 項、第 2 項若しくは第 4 項の規定に基づき行う業務</u> <u>(5)</u> 国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成 11 年法律第 198 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき行う業務 <u>(6)</u> 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多

	(平成 15 年法律第 110 号) 第 2 条第 4 項に規定する指定 入院医療機関として同法の規 定に基づき行う業務 <u>(7) がん登録等の推進に関 する法律 (平成 25 年法律第 111 号) 第 23 条第 1 項の規定 に基づき行う業務</u> <u>(8) 法第 58 条第 1 項第 2 号 に掲げる者が条例に基づき行 う業務であって前各号に掲げ る業務に類するものとして条 例で定めるもの</u>	様性の確保に関する法律 (平 成 15 年法律第 97 号) 第 32 条第 1 項の規定に基づき行う 業務 <u>(7) 心神喪失等の状態で重 大な他害行為を行った者の医 療及び観察等に関する法律 (平成 15 年法律第 110 号) 第 2 条第 4 項に規定する指定 入院医療機関として同法の規 定に基づき行う業務</u> <u>(8) がん登録等の推進に関 する法律 (平成 25 年法律第 111 号) 第 23 条第 1 項の規定 に基づき行う業務</u> <u>(9) 法第 58 条第 1 項第 2 号 に掲げる者が条例に基づき行 う業務であって前各号に掲げ る業務に類するものとして条 例で定めるもの</u>
4-3-1-2(3)	— 国立研究開発法人森林研 究・整備機構法 (平成 11 年 法律第 198 号) 第 14 条第 1 項の規定に基づき行う業務 — 遺伝子組換え生物等の使用 等の規制による生物の多様性 の確保に関する法律 (平成 15 年法律第 97 号) 第 32 条第 1 項の規定に基づき行う業務 — 心神喪失等の状態で重大な 他害行為を行った者の医療及 び観察等に関する法律 (平成 15 年法律第 110 号。以下「医 療観察法」という。) 第 2 条 第 4 項に規定する指定入院医 療機関として同法の規定に基	— <u>感染症の予防及び感染症の 患者に対する医療に関する法 律 (平成 10 年法律第 114 号) 第 65 条の 4 第 1 項又は 第 65 条の 5 第 1 項、第 2 項 若しくは第 4 項の規定に基づ き行う業務</u> — 国立研究開発法人森林研 究・整備機構法 (平成 11 年 法律第 198 号) 第 14 条第 1 項の規定に基づき行う業務 — 遺伝子組換え生物等の使用 等の規制による生物の多様性 の確保に関する法律 (平成 15 年法律第 97 号) 第 32 条第 1 項の規定に基づき行う業務

	づき行う業務 — がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき行う業務 — 法第 58 条第 1 項第 2 号に掲げる者が条例に基づき行う業務であって から__に類するものとして条例で定めるもの（ ）	— 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号。以下「医療観察法」という。）第 2 条第 4 項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づき行う業務 — がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき行う業務 — 法第 58 条第 1 項第 2 号に掲げる者が条例に基づき行う業務であって から__に類するものとして条例で定めるもの（ ）
4-3-1-2(3) ()	() 具体的には、地方独立行政法人が条例に基づき行う業務について、上記 から__までの業務に類するものとして条例に定めるものを行う場合に、行政機関等に対する安全管理措置に係る規律を準用する。	() 具体的には、地方独立行政法人が条例に基づき行う業務について、上記 から__までの業務に類するものとして条例に定めるものを行う場合に、行政機関等に対する安全管理措置に係る規律を準用する。
4-6-1	(記載なし)	<u>規則第 45 条の 2</u> <u>1 法第 71 条第 1 項の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する外国として個人情報保護委員会が定めるものとする。</u> <u>(1) 法第 4 章又は第 5 章の規定に相当する法令その</u>

		<u>他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されていると認めるに足りる状況にあること。</u> <u>(2) 個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な監督又は監視を行うための体制が確保されていること。</u> <u>(3) 我が国との間において、個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益の保護に関する相互理解に基づく連携及び協力が可能であると認められるものであること。</u> <u>(4) 個人情報の保護のために必要な範囲を超えて国際的な保有個人情報の移転を制限することなく、かつ、我が国との間において、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な保有個人情報の移転を図ることが可能であると認められるものであること。</u> <u>(5) 前四号に定めるもののほか、当該外国を法第 71 条第 1 項の規定による外国として定めることが、我が国における行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、又は我が国における新たな産業の創出</u>
--	--	---

		<u>並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること。</u> 2 個人情報保護委員会は、前項の規定による外国を定める場合において、我が国における個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、当該外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得ることなく提供できる保有個人情報の範囲を制限することその他の必要な条件を付することができる。 3 個人情報保護委員会は、第1項の規定による外国を定めた場合において、当該外国が第1項各号に該当していること又は当該外国について前項の規定により付された条件が満たされていることを確認するため必要があると認めるときは、当該外国における個人情報の保護に関する制度又は当該条件に係る対応の状況に関し必要な調査を行うものとする。 4 個人情報保護委員会は、第1項の規定による外国を定めた場合において、前項の調査の結果その他の状況を踏まえ、当該外国が第1項各号に該当しなくなったと認めるとき又は当該外国について第2項の規定により付された条件が満
--	--	---

		<u>たされなくなつたと認めるときは、第 1 項の規定による定めを取り消すものとする。</u>
7-2-1 (2)	<u>なお、行政機関及び独立行政法人等においては、別途委員会から発出する事務連絡等により提案の募集対象に選定した個人情報ファイルの情報提供が求められており、選定した個人情報ファイルに変更又は追加が生じた場合にも、適宜、その旨を委員会事務局に情報提供する必要がある。</u> <u>地方公共団体の機関においても、今後、同様に情報提供を求めることを検討する。</u>	(削除)